

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 六四

公 告

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件二件 六五
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 六五

○土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 六五

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長

○公金の収納の事務を委託した件 六六

正 誤

○平成三十年八月三十一日付け定例第三千三十三号中 六六

告 示

福 島 県 告 示 第 八 百 一 十 一 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年十一月二日から平成三十一年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン白河横町 福島県白河市横町一四番ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
三菱UFJリース株式会社
代表取締役 白石 正
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
株式会社ヨークベニマル

（変更後）

代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
三菱UFJリース株式会社
代表取締役 柳井 隆博
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
株式会社サンドラッグ
代表取締役 赤尾 主哉
東京都府中市若松町一丁目三八番地の一
株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
株式会社サンドラッグ
代表取締役 才津 達郎
東京都府中市若松町一丁目三八番地の一

（変更後）

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十九年六月二十九日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成三十年八月六日

四 届出年月日

平成三十年十月十九日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル
株式会社ヨークベニマル
三菱UFJリース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年十一月二日から同年十二月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エイトタウン田島 福島県南会津郡南会津町田島柳三五番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字宝坂字高渡六三の一・六三の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

東白川郡矢祭町大字宝坂字高渡六三の一・六三の三（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字松葉平二の三・二の四（以上二筆国有林。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成三十年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 施行者の名称 株式会社福家産業

二 都市計画事業の種類及び名称

いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平泉崎一団地の住宅施設

三 事業認可の年月日 平成二十九年九月十二日

四 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から平成三十二年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

公 告

公告第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成三十年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

飯舘村土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 忠義

住所

相馬郡飯舘村前田字福田六五番地

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を平成三十年十月十二日次のとおり委託した。

平成三十年十一月二日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立福島明成高等学校、福島県立岩瀬農業高等学校、福島県立小野高等学校、
福島県立耶麻農業高等学校、福島県立会津農林高等学校、福島県立いわき海星高等学
校、福島県立磐城農業高等学校、福島県立ふたば未来学園高等学校及び福島県立相馬
農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会

2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一番地

三 収納の事務を委託する期間

平成三十年十一月一日から同月三十日まで

(財務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成三十年八月三十一日付け定例第三千三十三号中

五〇四	下	二〇	三五八度五二分五一秒	三五八度二五分五一秒
-----	---	----	------------	------------